

香取広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する規則

令和6年10月25日

規則第6号

香取広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する規則（平成4年香取広域市町村圏事務組合規則第2号）の全部を改正する。

職員の育児休業等に関する事項については、香取市職員の育児休業等に関する規則（平成18年香取市規則第30号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の香取広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。